

一宮市告示第203号

一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年3月29日条例第10号）第19条及び別表第1に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について、次のとおり告示する。

令和7年4月14日

一宮市長 中野 正康

- 1 委託先 J F E 環境サービス株式会社
 代表取締役社長 保延 和義
 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地

- 2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで